

熊本県公報

号外 第3号
平成18年2月1日(水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則
- 熊本県浄化槽法施行細則及び熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則……………(環境保全課水保全対策室) 1

規 則

熊本県浄化槽法施行細則及び熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年2月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第3号

熊本県浄化槽法施行細則及び熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則
第1条 熊本県浄化槽法施行細則(昭和60年熊本県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「環境省令第36条第1項」を「法第10条の2第1項」に改め、同条第2項中「環境省令第36条第2項」を「法第10条の2第2項」に改め、同条第3項中「環境省令第36条第3項」を「法第10条の2第3項」に改める。

第5条を削る。

第6条第2項を削り、同条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。
別記第3号様式中「環境省関係浄化槽法施行規則第36条第1項」を「浄化槽法第10条の2第1項」に改める。

別記第4号様式中「環境省関係浄化槽法施行規則第36条第2項」を「浄化槽法第10条の2第2項」に改める。

別記第5号様式中「環境省関係浄化槽法施行規則第36条第3項」を「浄化槽法第10条の2第3項」に、

「

設置場所	
浄化槽管理者の 氏名又は名称	変更前 変更後
変更年月日	年 月 日

を

「

設置場所	
変更前の浄化槽管理者の 氏名又は名称	
変更年月日	年 月 日

に改める。

別記第6号様式を削る。

第2条 熊本県衛生事務に関する委任規則(平成3年熊本県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1条第26号中カ及びキを削り、オをサとし、サの次に次のように加える。

シ 法第12条の2第1項の規定により指導及び助言をすること。

ス 法第12条の2第2項の規定により勧告をすること。

セ 法第12条の2第3項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

第1条第26号中エをコとし、ウの次に次のように加える。

エ 法第7条第2項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受理すること。

オ 法第7条の2第1項の規定により指導及び助言をすること。

カ 法第7条の2第2項の規定により勧告をすること。

キ 法第7条の2第3項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

ク 法第10条の2の規定による報告書を受理すること。

ケ 法第11条の2の規定による廃止の届出を受理すること。

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。